平成２７年（フ）第１３３号
静岡県沼津市平町12―３　大嶽ビル３階南大畑貴子方、住民票上の住所静岡県沼津市西間門55番地の３
債務者　小野　賢二
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出田　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９３３号
東京都港区高輪２丁目13番６―1005号
債務者　氏山　明彦
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口憲治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３４号
愛知県岡崎市藤川荒古２丁目７番地１　エルフローラ琴205
債務者　次井　克則
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　奈純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３０５号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田110番地５　県営住宅５－２－１
債務者　岡崎　由利
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
福島県会津若松市門田町大字御山字村中321番地　渡部貸家２号、前住所福島県会津若松市門田町大字御山字村下284番地の１
債務者　大沼　勝子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸928番地の５、住民票上の住所群馬県太田市岩瀬川町222番地１　ウィンディア富岡Ａ―102号
債務者　三間　一弘
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１６５号
愛知県江南市島宮町吉原122番地
債務者　飯田久仁子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８６号
香川県高松市太田下町2205番地１　グランディール太田Ｂ―105号
債務者　山川美根子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６号
香川県三豊市詫間町詫間6827番地５　西野団地Ｄ―133号
債務者　眞鍋　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１７号
香川県三豊市高瀬町上高瀬1746番地３　ホワイトハイツ102号
債務者　香川　隆彦
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２１号
香川県観音寺市大野原町中姫1267番地１　センターハイツＢ113号
債務者　奥田　正義
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２４号
香川県三豊市詫間町松崎2780番地210　サニーハイツマツサキ101号
債務者　尾川　真吾
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第４９９号
福岡県大野城市山田５丁目10番11号　ニュードミール101号、前住所福岡県大野城市仲畑１丁目１番32号　メゾンドサンセール105号
債務者　有馬　健太
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７４号
福岡市東区原田４丁目16番36―508号
債務者　山内　三代
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７００号
福岡市南区大楠１丁目30番21―210、住民票上の住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―303号
債務者　田中　　清
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１０号
福岡県春日市大谷１丁目21番地　コスモシャトー206号
債務者　山崎　憲治
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部